

糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について

1. 糖価調整制度の安定的な運営に向けた考え方について

砂糖は国民生活上欠かすことのできない物資であり、また、国内産糖は我が国食料自給率の維持に大きく寄与しています。このような砂糖を国内で安定的に生産し、適正な価格で、かつ安定的に消費者に供給することは極めて重要な政策課題です。

また、国内産糖の生産地帯において、さとうきびは、台風の常襲地帯である沖縄県や鹿児島県南西諸島における基幹的な農作物であり、また、てん菜は北海道において麦や大豆等と組み合わせた輪作体系上の重要な作物と位置付けられるものであり、これらの作物の安定生産とそれぞれの地域に立地する国内産糖製造事業者等の関連産業は、地域の経済・雇用にとって、なくてはならない重要な役割を果たしています。

こうした中で、国は、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）に基づき、安価な輸入粗糖などから調整金を徴収し、これを主たる財源として国内の砂糖の原料作物（甘味資源作物）生産者や国内産糖製造事業者を支援する仕組みである砂糖の価格調整制度（以下「糖価調整制度」という。）を運営していますが、この制度が国民生活の安定や地域経済の活性化を果たしている役割を考えると、糖価調整制度を将来にわたり、より健全な姿で安定的に運営していくことが重要です。

近年、資源問題、為替変動、デフレ経済の持続化、消費の低迷や動向の変化等国内外の社会経済情勢が大きく変化する中で、加糖調製品の輸入の持続的な増加、高甘味度甘味料の使用の増大、砂糖の消費量の低下、粗糖輸入量の減少、国際的な消費構造の変化による国際糖価の上昇、制度を実施する（独）農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の砂糖勘定の収支の不均衡等、制度をめぐって想定を超えるような事態も生じています。

かえりみれば、糖価調整制度はその発足以来、経済情勢や生産事情の変化に対応して、制度関係者の理解と協力により安定的な運営が図られてきており、今般の事態に対しても、関係者が一体となって、糖価調整制度の安定的な運営を図る観点から、問題意識を共有しながら、取り組むべき課題や役割分担につき、意見交換及び調整を行ってきました。

めまぐるしく経済社会が変化する中で、今後の経済情勢を長期的に見通すことには困難が伴いますが、今後の糖価調整制度の安定的・計画的運営を図るため、

一定の期間を視野に入れ、情勢の変化をその都度十分に踏まえながら、持続的、かつ健全な制度運営に向けて平成22砂糖年度から以下の取組を実施します。

このような糖価調整制度を将来にわたり、より健全な姿で運営していくこの取組は、国民生活の安定や地域経済の活性化に大きな役割を果たすものであると確信しております。

2. 具体的な取組内容

(1) 精製糖企業関係

① 指定糖調整率の引上げ

精製糖企業による調整金の負担水準を定める指定糖調整率を引上げ。

② 砂糖調整金の軽減措置の停止

異性化糖について徴収する調整金を財源とした砂糖の調整金の軽減措置を停止。

(2) 異性化糖企業関係

指定糖調整率の引上げに連動して、異性化糖企業による調整金の負担水準を定める異性化糖調整率を引上げ。また、換算係数の算定方式の改定について検討。

(3) 甘味資源作物生産者関係

① さとうきび・甘しゅ糖の交付対象数量の設定

新たな食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定）における平成32年度の生産数量目標が20万トン（精糖換算）とされていること等を踏まえ、さとうきび・甘しゅ糖交付金の交付対象数量の設定について検討。

② てん菜糖の供給上限数量の適正な設定

てん菜の年度内の供給上限数量について、生産・流通の実態等に即して適正に設定することを検討。

③ 生産者交付金単価の適正な設定

生産者交付金単価について、生産・流通の実態等に即して適正に設定することを検討。

（戸別所得補償制度におけるてん菜の交付金単価（数量払）については、6,410円/トン（現行対策では7,170円/トン）で予算要求中）

(4) 国内産糖製造事業者関係

国内産糖交付金単価について、生産・流通の実態等に即して適正に設定。

(5) 農林水産省関係

① 平成23年度予算概算要求

(1)～(4)の取組を踏まえ、所要額について要求中。

② 機構の野菜勘定からの資金の活用の検討

機構の野菜勘定における資金について、野菜生産者への補給金交付等のための所要額は確保した上で、資金（国費分）の一部を砂糖勘定に活用することを検討。

③ 円滑な資金調達を図るための措置の検討

生産者や国内産糖事業者に対する交付金の交付に支障をきたさないよう、機構の砂糖勘定における借入金に係る債務に対する政府保証等円滑な資金調達を図るための措置を要求中。

(6) 進捗状況のフォローアップ

砂糖勘定をめぐる状況や関係者による取組状況等については、必要に応じ、検証するとともに、制度の安定的な運営に向けた更なる対策について検討。

平成22砂糖年度・平成22でん粉年度における価格調整制度の各種指標

(1) 平成22砂糖年度における砂糖に係る各種指標

① 砂糖調整基準価格（注1）

152,700円／製品トン【平成21砂糖年度：152,900円／製品トン】

注1：砂糖調整基準価格とは、輸入粗糖と国産糖との価格調整の基準となる金額。

② 指定糖調整率（注2）

36.00%【平成21砂糖年度：33.99%】

注2：指定糖調整率とは、粗糖の輸入者から徴収する調整金の負担水準を定める率。内外の粗糖のコスト格差に当該率を乗じて、調整金単価を算定。

③ 砂糖に係る2次調整金（注3）の額

25,335円／製品トン

【平成21砂糖年度：24,554円／製品トン】

注3：2次調整金とは、1次調整金による輸入枠を超える数量について課される調整金。

④ 国内産糖交付金の単価

1 てん菜を原料として製造される国内産糖

16,709円／製品トン【平成21砂糖年度：22,834円／製品トン】

2 さとうきびを原料として製造される国内産糖

製造される地域	単価
1 鹿児島県	
(1)種子島	50,181円／製品トン【平成21砂糖年度：60,918円／製品トン】
(2)奄美大島	79,559円／製品トン【平成21砂糖年度：88,197円／製品トン】
(3)喜界島	50,553円／製品トン【平成21砂糖年度：66,967円／製品トン】
(4)徳之島	45,116円／製品トン【平成21砂糖年度：58,685円／製品トン】
(5)沖永良部島	58,250円／製品トン【平成21砂糖年度：72,436円／製品トン】
(6)与論島	82,120円／製品トン【平成21砂糖年度：90,541円／製品トン】
2 沖縄県	
(1)沖縄本島（沖縄本島内において販売されるものを除く。）	52,395円／製品トン【平成21砂糖年度：55,401円／製品トン】
(2)伊是名島	105,574円／製品トン【平成21砂糖年度：117,240円／製品トン】
(3)久米島	71,274円／製品トン【平成21砂糖年度：84,270円／製品トン】
(4)南大東島	88,800円／製品トン【平成21砂糖年度：92,013円／製品トン】

(5) 北大東島	1 2 4, 5 9 3 円／製品トン【平成21砂糖年度：127,075円／製品トン】
(6) 宮古島	4 9, 3 2 6 円／製品トン【平成21砂糖年度：58,229円／製品トン】
(7) 伊良部島	6 6, 8 2 3 円／製品トン【平成21砂糖年度：75,220円／製品トン】
(8) 石垣島	6 1, 3 6 2 円／製品トン【平成21砂糖年度：70,177円／製品トン】
(9) 沖縄本島内において製造されるもののうち沖縄本島内において販売されるもの	4 5, 0 4 5 円／製品トン【平成21砂糖年度：49,201円／製品トン】

(2) 平成22砂糖年度における異性化糖に係る各種指標

① 異性化糖調整基準価格（注4）

1 6 9, 4 8 1 円／製品トン

【平成21砂糖年度：169,208円／製品トン】

注4：異性化糖調整基準価格とは、砂糖と異性化糖の価格調整の基準となる金額。

② 異性化糖調整率（注5）

1 4. 1 5 %【平成21砂糖年度：12.39%】

注5：異性化糖調整率とは、異性化糖の製造事業者等から徴収する調整金の負担水準を定める率。砂糖と異性化糖のコスト格差に当該率を乗じて、調整金単価を算定。

③ 異性化糖に係る2次調整金の額

4 8 4 円／製品トン【平成21砂糖年度：434円／製品トン】

(3) 平成22でん粉年度におけるでん粉に係る各種指標

① でん粉調整基準価格（注6）

1 4 2, 2 8 0 円／製品トン【平成21でん粉年度：141,990円／製品トン】

注6：でん粉調整基準価格とは、輸入でん粉と国内産いもでん粉との価格調整の基準となる金額。

② 指定でん粉等調整率

7. 3 3 7 %【平成21でん粉年度：7.089%】

③ 国内産いもでん粉交付金単価

1 ばれいしょを原料として製造される国内産いもでん粉 1 8, 6 1 3 円／製品トン

【平成21でん粉年度：14,608円／製品トン】

2 かんしょを原料として製造される国内産いもでん粉 3 8, 9 9 9 円／製品トン

【平成21でん粉年度：25,293円／製品トン】